# 山形県公幸

令和6年9月3日(火) 第534号

毎週火・金曜日発行

	目	次				
	告	示				
<ul><li>○救急病院等の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>						
	選挙管理	里委員会関係				
	告	示				
<ul><li>○政治団体の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>						········· 同 ······91! ····· 同
	公	<del>告</del>				
<ul><li>○大規模小売店舗の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>			·····( ·····(雇	€用・産業 	同 类人材育成 (教育委員	)…同 注課)…91' i会)…92
	告	示				
形県告示第629号 次の病院は、救急病院等を定める省令 令和6年9月3日	(昭和39年厚生	生省令第8号)第1条	第1項に	ユ規定する	, 救急病院	である。
		山形県知事	吉	村	美 栄	: 子
名称	所	在	地	認	定期	間
白鷹町立病院	西置賜郡白鷹	町大字荒砥甲501番地			5年10月1 9年9月30	

#### 山形県告示第630号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した 旨の届出があった。

令和6年9月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 庄内みどり農業協同組合

代表理事組合長 田村 久義

# 酒田市曙町一丁目1番地

# 2 届出の内容

農産物検査員の氏名及     変 更 前	変更		備考	変更年月日
本間光記			国内産農産	令和6年9月9日
もみ、玄米、大豆	同	左	物に限る。	
佐々木 浩希		,		
もみ、玄米、大豆	同	左		
佐々木 盛二		-		
もみ、玄米、大豆	同	左		
遠田 聡		+		
もみ、玄米、大豆、そば	同	左		
児玉 康昭	同	左		
もみ、玄米、大豆	l+1	/L.		
佐藤 俊之	同	左		
もみ、玄米、大豆		<u></u>		
佐藤 真司	同	左		
もみ、玄米、大豆	. ,			
遠藤学	同	左		
もみ、玄米、大豆、そば				
佐藤 哲也	同	左		
もみ、玄米、大豆和良の中				
和島 功もみ、玄米、大豆	同	左		
佐藤広一				
もみ、玄米、大豆	同	左		
渡辺を				
もみ、玄米、大豆、そば	同	左		
小野寺 由一		,		
もみ、玄米、大豆、そば	同	左		
佐藤 晃喜	□	<i>±</i> -		
もみ、玄米、大豆	同	左		
遊谷 享治	æ	±:		
もみ、玄米、大豆	同	左		
佐藤 光昭	同	左		
もみ、玄米、大豆		<u> </u>		
池田耕	同	左		
もみ、玄米、大豆	1: 4			
田村 賢治	同	左		
もみ、玄米、大豆	. ,			
池田彰	同	左		
もみ、玄米、大豆、そば				
土井 翼	同	左		
もみ、玄米、大豆 前田 考裕				
制田 与俗 もみ、玄米、大豆	司	左		
佐々木 功				
もみ、玄米、大豆	同	左		

佐藤 良輔	⊟	<u>+</u>
もみ、玄米、大豆	同	左
長沢 隆洋	同	
もみ、玄米、大豆	l+1	<i></i>
成田 幸司	同	左
もみ、玄米、大豆	led.	<u> </u>
小松 祐輔	同	左
もみ、玄米、大豆、そば	1: 4	, <b></b>
佐藤 由紀	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
髙橋 英樹	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
土田勝則	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
田村の和也	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
坪沼 雪人 もみ、玄米、大豆、そば	同	左
工藤武士		
上膝   武士   もみ、玄米、大豆、そば	同	左
池田喜雄		
もみ、玄米、大豆、そば	同	左
柿﨑 英明		
もみ、玄米、大豆、そば	同	左
佐藤孝		
もみ、玄米、大豆、そば	同	左
佐藤 雅紀		
もみ、玄米、大豆、そば	同	左
田中 大士		<del></del>
もみ、玄米、大豆、そば	同	左
佐藤 義人		+
もみ、玄米、大豆	同	左
池田 隆紀	同	左
玄米	[H]	<u> </u>
髙橋 茂央	同	
玄米	l+1	<u></u>
櫻井 廉	同	左
玄米	l <sub>H</sub> 1	<u> </u>
伊藤一磨	 	左
もみ、玄米、大豆	1. 4	
伊藤雅徳	同	左
もみ、玄米、大豆	, ,	
岡部 真治	同	左
もみ、玄米		
齋藤 大地	同	左
玄米		
佐藤 秀樹	同	左
玄米		

生

五十嵐 優丞 玄米		同	左	
今井 匡仁 玄米		司	左	
	富樫 博明			
	玄米			
	伊藤 奈緒			
	玄米			

# 選挙管理委員会関係

告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年9月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高橋ひろゆき後援会	鈴 木 廣 志	髙橋弘之	西置賜郡飯豊町大字椿4486番地	令和 6. 6. 28
いいで未来創造新風会	渡 部 清 隆	佐藤昭光	西置賜郡飯豊町大字中1565	7. 9

# 山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和6年9月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏	代表者の氏異動事項					田舎	左 F						
政信団体の名称	名	共 助 争 均		親	ŕ		旧					異動年月		
江口ようこを応援	江口暢子	主たる事務所	酒田	市こが	ね町1	丁目	酒田	市亀ケ	崎2丁	1 目 3	令和	П		
する会	江口暢子	の所在地	12番	地の20			番12号					8.	1	
西野桂一後援会	西野桂一	会計責任者の 氏名	丹		牧	男	八	鍬	知	_	同 6.	4.	6	
	酒井朋久	代表者の氏名	酒	井	朋	久	佐	藤		顕	同	6.	14	

#### 山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった

令和6年9月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代	表者	の氏	名	解 散 年 月 日
毛利としひろ後援会	古	城	紀	夫	令和 5. 9.30
高橋やすし後援会	高	橋	泰	士	令和 5.12.31
青木じょう後援会	青	木		讓	令和 6. 2.29
花ミズキ会	松	田	光	智	令和 6. 3.29
新庄最上まちの活性化を考える会	佐	藤	美	奈	令和 6. 5.31
つとうまちこ後援会	津	藤	真 知	子	令和 6. 5.31

#### 山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年9月3日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕 谷 真 生

	管理団体 者の氏名	本の届出を名	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
青	木	讓	青木じょう後援会	令和 6. 2.29
津	藤	真 知 子	つとうまちこ後援会	令和 6. 5.31

#### 山形県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和6年9月3日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕 谷 真 生

資金	管理	団体の	り届	資金管理団体の	異動事項	内	容	異動年月日	
出を	した	者の日	氏名	名称	共 助 尹 垻	新	旧	共 男 十 月 日	
ù-		由目.	ユ	江口ようこを応	主たる事務所	酒田市こがね町1丁	酒田市亀ケ崎2丁目	令和	
11	Н	暢	丁	援する会	の所在地	目12番地の20	3番12号	5. 8. 1	

# 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和7年1月6日まで縦覧に供する

令和6年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスパル山形

山形市香澄町一丁目1番1号

- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年8月1日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年1月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和7年1月6日まで縦覧に供する

令和6年9月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S-MALL

鶴岡市錦町2番21号

- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和6年8月9日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年1月6日までに知事に提出することができ る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並 びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44 年政令第258号) 第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和6年度後期実施技能検定を山形県職業 能力開発協会が次のとおり実施する。

令和6年9月3日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 技能検定の実施職種
  - (1) 特級

	検		定	職	種	
鋳						造
金	厚	; ;	熱		処	理
機		械		加		エ
非	接	触	除	去	加	エ
金		型		製		作
金	属	プ	V	ス	加	エ
エ		場		板		金
め			っ			き
仕			上			げ
機		械		検		查
ダ	1	•	力		ス	7
電	子	機	器	組	<u>\( \frac{1}{1} \) \( \frac{1}{1} \)</u>	て
電	気	機	器	組	<u>\frac{1}{1}</u>	て
半	導	体	製	品	製	造

リ ン ト 線 板 製 配 造 自 動 販 売 機 調 整 光 学 機 器 製 造 内 関 組 1 て 燃 機 て 空 気 圧 装 置 組 <u>\f</u> 油 圧 装 置 整 調 設 建 機 械 整 備 人 子 供 婦 服 製 造 紳 士 製 造 服 プ ラスチック 成 形 ン パ 製 造

#### (2) 1級及び2級

	7	検	定		職	種					7	検	定		作		業		
さ				<				井	П	_	タ	IJ -	- 式	さ	< :	井 [	I Ę	事 作	業
工			場		板			金	機		械		板		金		作		業
									数	値 制	御。	タレ	ット	パン	チラ	゜レ	ス板	金鱼	三業
機			械		検			查	機		械		検		查		作		業
シ	_		ケ	ン	ス		制	御	シ	_		ケ	ン	ス	制	í	卸	作	業
半	導		体	製	品		製	造	集	積	口	路	チ	ツ	プ	製	造	作	業
									集	積	ĺ	口	路	組	立	Ų	T	作	業
プ	IJ	ン	٢	配	線	板	製	造	プ	IJ	ン	٢	配	線	板	設	計	作	業
									プ	IJ	ン	٢	配	線	板	製	造	作	業
鉄	道	車	両	製	造	•	整	備	鉄	道	車	両	点	検	•	調	整	作	業
光	告	<b>学</b>	機		器	集	₹ 1	造	光	学	•	機	器	組	立		T	作	業

空	気	归	E.	装		置	糸	E.	立	て	空	気	日	1	装	置	組	立	て	作	業
油		圧		装		置		調		整	油	J.	王	装	Į	置	調	整	Ę	作	業
農		業		機		械		整		備	農	3	業	機	ħ	戒	整	備	i	作	業
冷	凍	空	気	調	1 7	和	機	器	施	エ	冷	凍	空	気	調	和	機	器が	包 工	作	業
婦	J	(	子		供		服	集る	育	造	婦	人	子	供	既	製	服	縫	製	作	業
和										裁	和		服		製		作		作		業
プ		IJ			プ			レ		ス	D			Т		Р			作		業
建			築				大			エ	大		工		工		事		作		弟
か		わ			Ġ			ぶ		き	か		わ		Ġ	Š		き	ſ	乍	弟
配										管	建		築		配		管		作		茅
ちゅう 厨		房		設		備		施		エ	厨	Ĵ	房	設	ĺ	莆	施	I		作	ヺ
型			枠				施			エ	型		枠		工		事		作		ž
鉄			筋				施			エ	鉄	角	र्क	施	工	図	f	乍	成	作	ž
											鉄		筋		組	<u> </u>		て	ſ	乍	ž
コ	ン	ク	IJ	_		<u>۲</u>	圧	送	施	エ	コ	ン	ク	IJ	_	1	圧	送 _	匚 事	作	ž
防			水				施			エ	ア	ス	フ	ア	ル	1	防	水二	匚 事	作	ž
											塩	化	ビニ	ルル	系:	ンー	٢	防水	、エ	事 作	· 4
											改質	質ア	スフ	アル	トシー	ートー	、一ラ	ト工法	防水	工事作	乍美
樹	脂	接	礻	<b>É</b>	剤	泊	Ξ.	入	施	エ	樹	脂	接	着	剤	注	入	工	事	作	美
カ		テ	ン	ウ	7	オ	_	ル	施	エ	金	属	製力	_	テン	/ ウ	オ	— ル	/ I.	事作	* **
ガ		ラ			ス			施		エ	ガ		ラ		ス	工.		事	f	乍	美
機	械	•		プ	ラ	ン	/	٢	製	図	機	板	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	製	図	С	1	4	D	作	美
電			気				製			図	配	電	盤	•	制	御	盤	製	図	作	보 ラ
金		属		材		料		試		験	組		織		試		験		作		볼

塗						装	鋼		格	S T		塗		装		1	作		業
広	告	美	術	仕	上	げ	広	告	面	粘	着	シ	_	<u>۲</u>	仕	上	げ	作	業
舞	台	機		構	調	整	音		響	核	幾	構		調	Ī	整	作	:	業

# (3) 3級

		検	Ę	Ė	Ą	哉	種					ħ	倹	定	<del>?</del>	作	:	業	45		
機			械			加			エ	普		通		旋		盘	ž.		作		業
機			械			検			查	機		械		検		<b>1</b>	Ĭ		作		業
電	子		機	ž	器	組		<u> </u>	て	電	子	:	機	器	組	L	立	7		作	業
シ	_	•	ケ	Ş		ス		制	御	シ	_		ケ	ン	ス	,	制	御		作	業
冷	凍	空	気	調	和	機	器	施	エ	冷	凍	空	気	調	和	機	器	施	エ	作	業
和									裁	和		服		製		1	Ē		作		業
家			具			製			作	家	:	具		手	加	]	I	-	作		業
建			築			大			エ	大		工		工		事	<b></b>		作		業
型			枠			施			エ	型		枠		工		事	<b></b>		作		業
テ	クニ	力	ルイ	ラ	ス	トレ	_	ショ	ン	テク	クニ	カル	ノイ	ラス	トレ	· — ;	ンョ	ン	СА	D作	手業
機	械		プ	3	ラ	ン	٢	製	図	機	械		製	図	С		Α	D		作	業
電			気			製			図	配	電	盤	•	制	街	] 盘	Ž.	製	図	作	業

# (4) 単一等級

	検	定		職	種				7	検	Ţ	È	1	乍	業	į		
バ	ル	コ	Ξ		施	工	金	属	製	バ	ル	コ	=	_	工	事	作	業

# 2 技能検定試験手数料

- (1) 実技試験手数料
  - 平成12年3月県告示第303号 (実技試験に係る技能検定試験手数料の額) に定める額
- (2) 学科試験手数料 3,100円

# 3 技能検定の期日及び場所

[	<u>X</u>	分		期	日	場	所
実	技	試	験	令和6年12月5日(木)から令和7年	年2月16日 (日) までの	山形県職業能力	力開発協会が
				間において山形県職業能力開発協会を	が指定する日	指定する場所	
学	科	試	験	令和7年1月26日(日)			
				1級及び2級			
				機械検査、シーケンス制御、婦人子	<b>共服製造、配管、型枠施</b>		
				工、ガラス施工、金属材料試験			
				3級			
				シーケンス制御、型枠施工			
				令和7年2月2日(日)			
				特級			
				鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触	触除去加工、金型製作、		
				金属プレス加工、工場板金、めっき、	仕上げ、機械検査、ダ		
				イカスト、電子機器組立て、電気機器	器組立て、半導体製品製		
				造、プリント配線板製造、自動販売	幾調整、光学機器製造、		
				内燃機関組立て、空気圧装置組立て、	油圧装置調整、建設機		
				械整備、婦人子供服製造、紳士服製造	<b>造、プラスチック成形、</b>		
				パン製造			
				1級及び2級			
				さく井、工場板金、鉄道車両製造・野	整備、油圧装置調整、農		
				業機械整備、冷凍空気調和機器施工、	和裁、厨房設備施工、		
				防水施工、カーテンウォール施工、村	幾械・プラント製図		
				3級			
				冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製	製作、機械・プラント製		
				図			
				単一等級			
				バルコニー施工			
				令和7年2月5日(水)			
				1級及び2級			
				舞台機構調整			
				令和7年2月9日(日)			
				1級及び2級			
				半導体製品製造、プリント配線板製	告、光学機器製造、空気		
				圧装置組立て、プリプレス、建築大			
				工、コンクリート圧送施工、樹脂接			
				図、途装、広告美術仕上げ			
				3級			
				機械加工、機械検査、電子機器組立	て 建築大丁 テクニカ		
				ルイラストレーション、電気製図	、、		

#### 4 受検手続

技能検定受検申請書を令和6年10月7日(月)から同月18日(金)までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形 県職業能力開発協会に提出すること。

# 5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課産業人材育成担当(電話番号023(630)2378)又は山形県職 業能力開発協会(電話番号023(644)8562)に問い合わせること。

山 形 県 公 報

令和7年度山形県立中学校の入学者を次のとおり募集する。

令和6年9月3日

山形県教育委員会 教育長 広 髙 樹

学 校 名	入学定員
山形県立東桜学館中学校	99
山形県立致道館中学校	99

(注) 入学者志願に係る詳細については別記「令和7年度山形県立中学校の入学志願要項」に定めるところによ る。

#### 別記

### 令和7年度山形県立中学校の入学志願要項

#### 1 志願資格

- (1) 次のいずれかに該当する者とする。
  - ① 令和7年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部(以下「小学校等」とい う。)を卒業又は修了見込みの者で、保護者(親権を行う者又は後見人)とともに山形県内に住所を有する
  - ② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を許可した者
- (2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。
  - ① 県外の小学校等を令和7年3月に卒業又は修了見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住 等により、入学までに山形県内に住所を有する者
  - ② 県外の小学校等を令和7年3月に卒業又は修了見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情によ り、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者
  - ③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を令和7年3月に修 了見込みの者で、入学までに山形県内に住所を有する者
  - ④ 最終学校が外国の現地校であり、平成24年4月2日から平成25年4月1日の間に生まれ、入学までに山形 県内に住所を有する者
- 2 通学区域 県下一円
- 3 出願に必要な書類及び提出期間
  - (1) 共通に必要な書類
    - ①入学願書 ②調査書 ③志願理由書 ④入学確約書
  - (2) 個別に必要な書類
    - ①県外等からの志願許可書
  - (3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和6年11月25日(月)から同月29日(金)午後3時までに山形県立東桜学館中学校 長又は山形県立致道館中学校長まで提出する。

4 選抜及び選抜結果通知書の発送

選抜は、各中学校の教育理念を踏まえ、調査書、適性検査、作文及び面接等に基づき、志願者の能力や適性等 を総合的に判定して行う。

- (1) 適性検査、作文、面接は、令和7年1月11日(土)に山形県立東桜学館中学校又は山形県立致道館中学校で 行う。
- (2) 選抜結果通知書は、令和7年1月17日(金)に発送する。
- 5 その他

細部については、令和7年度山形県立中学校入学者選抜実施要項によるものとする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年7月に実施した 監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月3日

 山形県監査委員
 奥
 山
 誠
 治

 山形県監査委員
 髙
 橋
 序
 介

 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

#### 第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準(令和2年4月県監査委員訓令第1号)に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査 (定期監査)

(3) 監査の対象及び着眼点(評価項目)

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を 挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

#### 第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関33箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実 施 年 月 日	担当監	査 委 員
最上総合支庁総務企画部	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁産業経済部	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁建設部	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
新 庄 病 院	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
置賜総合支庁総務企画部	令和6年7月17日	髙橋委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	令和6年7月17日	髙橋委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	令和6年7月17日	髙橋委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	令和6年7月17日	髙橋委員	海老名委員
置賜電気水道事務所	令和6年7月17日	髙橋委員	海老名委員
庄内総合支庁総務企画部	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
庄内総合支庁産業経済部	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員

庄 內 総 合 支 庁 建 設 音	部 令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
村山総合支庁総務企画	部 令和6年7月18日	髙橋委員	海老名委員
村山総合支庁保健福祉環境部	部 令和6年7月18日	髙橋委員	海老名委員
村山総合支庁産業経済	邻 令和6年7月18日	髙橋委員	海老名委員
村山総合支庁建設	邻 令和6年7月18日	髙橋委員	海老名委員
中 央 病	院 令和6年7月18日	髙橋委員	海老名委員
V 346	D AT C F 7 H00 H	奥山委員	松田委員
企 業 ,	局 令和6年7月22日	髙橋委員	海老名委員
다 155 · 宙 · 부사 · 15	F AFICE 7 H00 H	奥山委員	松田委員
病院事業	局	髙橋委員	海老名委員
企 画 調 整 :	栗 令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
市 町 村 1	栗 令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
移 住 定 住 · 地 域 活 力 創 生 i	栗 令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
消費生活·地域安全記	栗 令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
食 品 安 全 衛 生 詩	栗 令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
環 境 企 画 語	栗 令和6年7月25日	髙橋委員	海老名委員
エネルギー政策推進	栗 令和6年7月25日	髙橋委員	海老名委員
循環型社会推進	栗 令和6年7月25日	髙橋委員	海老名委員
み ど り 自 然 i	栗 令和6年7月25日	髙橋委員	海老名委員
水大気環境	课 令和6年7月30日	髙橋委員	海老名委員
産業技術イノベーションま	栗 令和6年7月30日	髙橋委員	海老名委員
商業振興·経営支援	栗 令和6年7月30日	髙橋委員	海老名委員
·			

# 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

# (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

- イ 庄内総合支庁総務企画部
  - (イ) 予算の計画的・効率的執行がなされていないもの

(内容

配当替のあった予算全額を執行しなかったもの

職員公舎の火災報知器更新工事

配当替額 3,870,790円

配当替日 令和5年9月8日

- 口 庄内総合支庁産業経済部
  - (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

支払期限内に支払をせず、次年度予算から支出しているもの

定期刊行物年間購読料

請求書受理日令和 5 年 3 月 22 日支払期限令和 5 年 4 月 5 日支払日令和 5 年 6 月 27 日

支出額 16,500円

(p) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

冷暖房機器保守点検管理業務委託料

- ハ 庄内総合支庁建設部
  - (イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

調定額を誤った10万円以上のもの

令和5年度道路占用料

誤調定額 3,027,300円

正調定額 3,682,350円

差額 655,050円

- 二 村山総合支庁保健福祉環境部
  - (イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

生活保護費支給業務に関して、被保護者から収入申告書を受領していながら、その後の処理を適切に行わない、また、決裁を受けないまま保護費を算定して支給するなど、保護費の追給又は返納が必要なものを含む不適正な事務処理を行ったもの 123件 要追給額1,405,293円 要返納額4,728,346円

主な事例は以下のとおり

障害基礎年金及び障害厚生年金の認定誤り

要返納額 2,161,590円

- ホ 中央病院
  - (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

契約の締結又は履行が適切でないもの

機器賃貸借契約等において、契約書に必要事項(契約保証金)の記載がないもの 6件 主な事例は以下のとおり

内視鏡システム賃貸借

契約日

令和5年10月1日

契約単価(税抜) 3,145円

#### へ 病院事業局

(4) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの。

山形県病院事業局勤務管理システム用パソコンの調達

#### ト 水大気環境課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

契約書の規定に基づかず、月ごとに行うべき代金の支払をしていないもの

タブレット型パソコン用SIMカード及びデータ通信サービス提供業務(令和5年4月から8月分)

請求書受理日 令和5年9月22日

支払日 令和5年10月3日

支出額 46,200円

#### チ 商業振興・経営支援課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

補助事業に係る実績報告書の確認が不十分な100万円以上のもの 3件 合計5,959,233円 主な事例は以下のとおり

令和5年度山形県新型コロナウィルス感染症対応資金利子補給金

誤確定額 8,852,466円

正確定額 6,692,466円

要返納額 2,160,000円

納入日 令和6年5月9日

#### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### イ収入

- (イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの(最上総合支庁保健福祉環境部、病院事業局、新庄病院)
- (1) 納期限の設定が適切でないもの(最上総合支庁産業経済部)

#### 口支出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの(村山総合支庁建設部、庄内総合支庁建設部)
- (p) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの(庄内総合支庁産業経済部)
- (ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの(庄内総合支庁産業経済部)
- (二)報酬、給与、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので5万円以上のもの (村山総合支庁保健福祉環境部、最上総合支庁総務企画部)

#### ハ契約

- (イ) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの(村山総合支庁建設部、庄内総合支庁建設部)
- (p) 債務の履行確認を債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から10日を超えて行なっていないもの(水大気環境課)
- (ハ) 軽油引取税を二重に計上した金額で単価契約を行ったもの(村山総合支庁総務企画部)

(ニ) 業務委託契約において、債務の履行確認が不十分なもの(中央病院)

#### 二債権

(4) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不能欠損処分を行わないもので、1万円以上 のもの(置賜総合支庁保健福祉環境部)

#### ホ 補助金

- (イ) 交付申請日から交付決定日まで、実績報告期限から実績報告日まで、実績報告日から額の確定日まで、 額の確定日から支払までの期間が、いずれか2箇月以上のもの(水大気環境課、村山総合支庁保健福祉環 境部、置賜総合支庁建設部)
- (ロ) 2割を超える減額に係る計画変更承認後に、変更交付申請がないにもかかわらず変更交付決定を行って いるもの(置賜総合支庁保健福祉環境部)

 令和 6 年 9 月 3 日印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 6 年 9 月 3 日発行
 発行人
 山
 形
 県

